

# 学童保育（放課後児童クラブ）の保育指針案

20060118 県連協保育内容・保育指針専門委員会 【文責】県連協事務局

注 元の文章から \_\_\_\_\_ は追加・修正 \_\_\_\_\_ 要検討ないしカット  
+ \_\_\_\_\_ は追加の文書ないし説明が必要（けど、まだ書けていない）

## 目次

### 前文

学童保育（放課後児童クラブ）の保育指針とは何か？  
保育指針が寄って立つ法的な原則・原理  
県連協・県指導員連協が作成する指針と地域指針との関係  
施設や指導員についての最低基準の不備な状況での「保育指針」の扱い

### 1．今日の子ども像と求められる学童保育

子どもとはどういう存在か  
学齢期の成長・発達過程における子ども  
学童保育に通う子ども  
求められる学童保育

### 2．指導員の役割と仕事

#### （1）指導員の果たす役割

生活づくりとは何か？  
指導員に求められる倫理  
小学校期の児童にとっての放課後ないし放課後生活の意味  
異年齢集団で日常的に生活する  
働く親を持つ児童を保護する、家庭生活を支援する

#### （2）指導員の日常的な仕事

子どもの健康・安全を保障し、危険から生命を守る  
施設・設備・備品の管理と環境整備  
出欠の確認、保育・一人ひとりの記録をつける  
おやつの準備  
遊びや活動を通して、子どもたちの生活を豊かにする  
あそびや活動の準備、研究

障害のある子ども・異なった環境の中で育ってきた子どもを含めた生活づくり  
高学年の子どもの保育  
父母に子どもの生活を伝える  
学校との連絡や連携  
行政、地域への対応  
その他、就業規則に定められた業務、諸経費の管理など

#### （3）指導員の専門性の確保

指導員同士の打ち合わせ、保育計画づくりとまとめ  
保育の振り返り、実践記録の作成  
研修への参加と実践の伝え合い  
保育指針と指導員倫理の検証

# 本文

## 前文

### 学童保育（放課後児童クラブ）の保育指針とは何か？

#### a) 定義

学童保育（放課後児童クラブ）の生活づくり（保育）において指導員が理解しておくべきことを、基礎・基本的事項について明文化したもの。

#### b) 必須事項

保育指針に明記すべき柱としては以下のことがあります。

- ・学童保育の役割とは何か？
- ・学童保育で保障すべき内容
- ・指導員の仕事や実務
- ・指導員の仕事とは何か？
- ・保育を進める上で留意すべきこと

#### c) 保育指針を補完するもの

保育指針と相まって、学童保育の制度確立のために必要な規程等に、以下のものがあります。これらは別途定められます。

##### 1) 学童保育指導員倫理綱領

・保育指針に沿った保育を行う上で、指導員として持っていなければならない、職業人としての倫理をまとめたもの

##### 2) 学童保育指導員の養成・力量向上のための研修に関する規程・カリキュラム

・保育指針に沿った保育を展開するためには、指導員の保育力量を育成・向上させる必要がある。そのための研修に関わる諸規定や研修内容を定めたカリキュラム

##### 3) 学童保育設置運営基準

・保育指針に沿った保育を行う上での、諸環境について定めたもの  
 ・施設設備といったいわゆるハード関係、組織運営といったソフト関係の規程の双方を含む

##### 4) 学童保育指導員の（モデル）勤務規程

・保育指針に沿った保育が行われる条件として、指導員の勤務条件・雇用条件の整備は欠かせない。そのことを定めたモデル規程

### 保育指針が寄って立つ法的な原則・原理

#### a) 国内の法規…日本国憲法・児童福祉法・児童憲章

「日本国憲法」第25条は、国民の人間らしく生存することの権利を保障すること、第27条では国民の労働の権利と保障について国の責務を明確にしています。

「児童福祉法」第1条、第2条は児童育成の理念と国と地方自治体の児童の育成の責任を明記しています。

##### 児童憲章

必要な子どもたちに学童保育を保障することは、こうした憲法や児童福祉法等の理念の具体化です。

#### b) 国際的な法規…子どもの権利条約 その他

国際的な法規とも言える「子どもの権利条約」では、第3条で「子どもの最善の利益」をうたい、第18条1項・2項・3項では「働く親を持つ子の保育サービスを受ける権利と国の措置の義務」を明確にしています。

ILO（国際労働機関）の「家族責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」（第156号条約）は、家族的責任を持つ労働者の特別なニーズに応じた国の措置の義務を明確にしています。

これらは、働く親たちが安心して子どもを生み育てるための条件整備は国・自治体の責務であると同時に国民の権利であることを明確にしています。

#### c) 埼玉県における基準…「放課後児童クラブ運営基準」

2004年3月、埼玉県は「埼玉県放課後児童クラブ運営基準（以下「運営基準」）」を策定しました。これは、「現行の法制度では事業の運営や施設等について基準が明確にされて」いない状況に対して「埼玉県では、県内における放課後児童健全育成事業の更なる質的な向上を図」るために策定されたものです。さらに「県としては、できるだけ早く、県内のすべての放課後児童クラブがこの基準を満たしているかどうかを確認」するとし、この規程が実効性あるものになることを求めています。

「運営基準」は、学童保育（放課後児童クラブ）の「事業目的」（1条）、「指導員の職務」（37条）を明記しています。また、保育内容に関わって「事業の管理・運営に関するもの」（47条～50条）の項で「登室時の対応」「児童の健康管理について」等を規定しています。

「運営基準」そのものも、さらに内容を充実させていく必要がありますが、最低、ここに規定されている内容は指導員として守っていく必要があります。

### 県連協・県指導員連協が作成する指針と地域で作った指針との関係

県レベルで作成する「保育指針」は、県内の指導員として生活づくり（保育）を進めていく上での基礎的内容を示すものです。言わば、県内どの地域・学童保育においても、

ここで示す内容・レベルはクリアされているべき、最低基準といえます。

一方、これまでに地域の指導員会等が作成した「保育指針」があります。これらは、それぞれの地域の児童の状況、環境の特性を踏まえ、地域指導員会の創意として作成されたものです。県レベルの「指針」はそれらを規制する性格のものでももちろんありません。逆に、地域・現場の実情から、県の「指針」が不足している点は修正・補強されていく性格のものです。

### 施設や指導員についての最低基準が不備な状況での「保育指針」の扱い

学童保育は、残念ながら現時点で、国の段階でも保育所等の児童福祉施設のように「最低基準」の類がなく、公費も任意補助金の水準に止まっています。自治体毎に施策や補助金も格差があります。そのために、地域ごとに公的責任の度合い（＝公費支出の水準や内容）が異なっており、そのことによって、施設・設備、指導員の雇用や労働条件などにも少なからざる差があります。そうした外的諸条件の格差は、保育条件の格差につながる場合があります。

具体的には「経験が加味された労働条件となっていない」「午前中の勤務時間が保障されない」「保護者会に指導員が出席することは仕事として認められていない」などの実態があります。

また、同様なことですが、「保育指針」の類も当然ありませんから、保育内容についても格差があります。

「外出はできない。その場合は、帰宅とみなす」「調理するおやつは認められていない」等。

学童保育の外的条件整備の1つの目標として「運営基準」があります。埼玉県と共同で条件整備を進めていく必要があります。同様に、この「保育指針」や、現在、県と共同で作成中の「指導員の研修カリキュラムと指導員の認証制度」を活用しながら、保育内容についても子どもの立場で全体的な向上を進めていく必要があります。そういう手段としても「保育指針」を見ていく視点が大事です。

## 1 . 今日の子ども像と求められる学童保育

学童保育で保育の対象となっているのは学齢期の「子ども」です。では、現代における子どもとはどんな存在であるのか、どんな特徴があるのか、そして学童保育はその子どもから何を求められているのか、考えてみましょう。

### 子どもとはどういう存在か

- a) 子どもは、人格を持った一人の人間。個として権利や尊厳は守られなければならない
- b) 一方で、親や社会の保護を必要とし、経験や知識も不足している。社会性は未成熟
- c) 基本的な生活習慣や遊びを通じて身体的な発育を獲得しながら、勉強による知識や家族・友人等周囲の人間関係を通じて社会性を身に付け、精神的な成熟をすすめる存在。

### 学齢期の成長・発達過程における子ども

学齢期（小学校期）の成長・発達過程の特徴

- a) 乳幼児期の生育環境は様々。個性の違いが集団との関わりで明らかになり、折り合いの付け方を学ぶ
  - 基礎的な生活能力が十分身に付いていない子どももいる
  - 食事・トイレ・休養
  - 社会性（ひととのつきあい方・コミュニケーションの結び方・協力して物事に当たる、自分の役割を果たす 等）が身に付いていない子どももいる
  - 自分で自分の心をコントロールできない
  - 感じていること・思っていることを、口に出して言う前に「手」が出てしまう
- b) 身体的には発育がすすむ時期だが、それに見合う精神面の成熟度は個人差が大きい
  - 学齢や体格だけでなく本人のやる気や性格に応じた対応が必要
  - 高学年になると「性」の問題も
- c) 新しい能力や力をどんどん身につけ、成長していく
  - 年上や大人へのあこがれ、成長への欲求が満たされること、挑戦してやり遂げた達成感や満足感を味わうことなどが、その子の発達課題を乗り越える力になる。
- d) 子どもが「自己肯定感」を持ちにくい現代社会の状況
  - 少子高齢社会、核家族、子ども集団と地域社会の崩壊
  - 大量消費・高度情報化社会、成熟型学歴主義と競争社会、将来展望の持てない社会
  - 子どもを消費者と見做す経済活動、暴力の対象や商品と見做す大人たち

の風潮

## 学童保育に通う子ども

学童保育に通う子どもの特徴

- a) 学校から直接家庭には帰れない
- 1: 保育（保護）を必要とする存在  
寂しさ、心細さ、不安感をまとっている（心に感じている）  
家庭の代わりに学童保育を自分の居場所と決め、自ら納得して帰ってくる
  - 2: 親（保護者）も不安感を抱いている  
場合によっては罪悪感も。人によっては「育児放棄」も  
子どもと親（保護者）と一緒に居られる時間が、他の家庭に比べて短い
- b) 学校から解放された自由な時空間を、学童の場で過ごす
- 1: 家庭 学校 学童保育 家庭で構成される生活  
子ども自身が主人公となって過ごせる時空間を保護者・指導員が保障する  
たくさん遊べるように、自分は自分でいいんだと思えるように
  - 2: 色々な出来事・ぶつかり合いの中で、学び・成長していく  
一人一人違う子どもが、大勢で毎日継続して生活を共にする中で乗り越える  
その子の存在や行為を排除せず、お互いが心地よく過ごせる場を
- c) 学校から抱えてくる苛立ちやつらさをすぐに親（保護者）にぶつけられない
- 1: すぐに甘えたい、安心したい、話を聞いて欲しい気持ちを受け止める  
子どもの気持ちに共感してくれる、わからなくても受け入れてくれる指導員  
とんがる子どもの心を解きほぐしながら、その子の抱える問題に関わる
  - 2: 忙しい親（保護者）に子どもの姿・生活の様子を伝えてくれる  
信頼し、具体的な事実に基づく「子どもの姿」を伝え、心を寄せ、支える
- d) 異年齢集団の中で生活し、育っている
- 1: 大勢の子どもの中で（けんか、ぶつかり合いも含めた）豊かな人間関係を取り  
結ぶ機会がある
  - 2: 同世代の人間と共に生活する（たくさんの兄弟姉妹がいる）  
協力性や協調性の育成、衝突とその克服といった問題解決能力の育成
  - 3: 先輩として下の子の面倒を見たり、仕切ることを通して、自信を持つ
  - 4: あこがれや目標となる存在を持つ機会がある

## 求められる学童保育

- a) 子どもたちの放課後の生活を、時間・空間の両面から子どもの状況をとらえながら

組み立てる。

安全に配慮しながら、できるだけ年齢にふさわしい生活空間をつくりだす。  
時間を柔軟に使うよう心がけながら、子どもが自ら見通しを持って過ごせるように。

- b) 遊びや文化的な活動・基本的な生活習慣などを通して、子どもたちの生活内容を豊かにする。  
創意工夫のある実践の展開。
- c) 危険から子どもを守るとともに、子どもたちが自らを守り、お互いを守る力を育てていく。  
まわりの状況や自分の体調等を考えて大きな危険を避けることができるように。  
人の痛みを知る。
- d) 一人ひとりの子どもの生活をささえ、発達を促す。  
「どの子にとっても」  
「ほっと出来る場所、殻をかぶらずに自分自身を発揮できる場所」  
居場所をつくるとは「本当の自分のままでいる（いられる）」との実践的課題
- e) 親（保護者）との伝えあいを通じての就労する家庭の生活をささえる。  
親（保護者）を否定しない。親（保護者）の話に耳を傾け、信頼しあきらめない。  
「子どもは必ず育つ」という確信を共有し、具体的に子どもの姿を伝えていく。  
子育ての中心的な担い手は、やはり親（保護者）。  
しかし、親だけにその任務を押しつけるのでは、子育てが苦しくなるばかり。  
社会全体やしかるべき機関などで、親の子育てを支援することが必要。  
学童保育も、親の子育てを励まし、支援する機関（次世代育成支援・子育て支援）  
指導員と親、親同士でのつながり、支え合い、励まし、支援
- f) 地域社会の中で、子どもたちの生活が円滑にすすめられるようにする。  
地域のなかで孤立したものにならない工夫。
- g) 営利企業では不可能な、子どもたちにとって質の高い保育サービスの提供。  
指導員集団の、学童保育実践の積み重ね  
専門性を維持するための、記録と振り返り、語り合い、研修参加  
父母会（保護者会）や行政からの信頼と支援

## 2. 指導員の役割と仕事

学童保育の生活づくりを進める専門的職業が学童保育指導員（行政用語で「放課後児童指導員」）です。子どもと保護者の実態や願いをもとに、より豊かな生活をつくること  
が指導員の仕事となります。学童保育における指導員の仕事を確認するにあたって、全  
ての指導員の共通認識として押さえておきたい事柄があります。

### （1）指導員の果たす役割

#### 「生活づくり」とは何か？

学童保育の役割は「共働き・母子・父子家庭の小学生の子どもたちの放課後及び、学  
校休業日の子どもたちの生活を継続的に保障し、そのことを通して親の働く権利と家族  
の生活を守る」ことです。学童保育指導員（以下「指導員」）の役割は、この学童保育  
の役割がきちんと果たされるよう、日々の保育に従事することです。

本指針では、指導員の子どもたちとの関わり（＝保育）を「生活づくり」と呼んでい  
ます。これは、子どもたちに生きいきした生活をつくることを意味しています。学童保  
育の子どもたちに保障すべきものは豊かな放課後生活です。それを子どもたちと一緒に  
つくっていくこと、それが学童保育の実践内容です。

それは、保育所における「保育」、学校における「教育」と同種の意味合いを持ちま  
す。

生活づくりを行う上では、下記の事柄が大切になります。

- ・働く家庭の子どもたちの生活の現実をとらえ、その子どもたちの思いや感情をわがままや甘えも含めて受け  
とめ励ますこと
- ・一人ひとりの子どもの願いや感情を大切にし、子どもが自らの体験を通していろいろなことを理解して  
生活をより豊かなものにできるようにすること
- ・子どもたちが自分自身を大切に、友だちを認め励まし、支えあっていけるようにすること

学童保育は、塾や習い事のように、その子が何かができるようになることが目的では  
ありません。一人ひとりの子どもが、日々、安心できる生活を作ることが大切です。そ  
のためには、一人ひとりの子どもが置かれている環境や考えていることを的確につかみ、  
的確な援助をすることが必要になります。

そして、子どもを捉え理解するためには、その親がどのような状況の中で働き、生活

しているのか、わが子に何を願っており、どんな悩みを抱いているのかについても、一  
定程度理解・把握する必要があります。そして、親と一緒に問題を考えあったり、子育て  
への支援をしていくことも必要になります。

#### 指導員に求められる倫理

子どもは21世紀を担うかけがえのない存在であり、その子どもの放課後の生命と生  
活を預かる非常に責任の重い仕事であることへの自覚。

子ども自身がすこやかに育っていける社会、子育てに喜びや楽しみを持ち、安心して  
子どもを生まれて育てる社会を形成していくことが重要な課題となっている今日におい  
て、次世代育成支援の一翼を担う仕事に従事していることへの誇り。

子どもへの深い理解と保護者への適切な支援を行う専門職としての自己研鑽。

#### 学齢期の子どもにとっての学校の放課後ないし放課後生活の意味

保育所の乳幼児の生活は、基本的には「家庭＋保育所」で完結しますが、学童保育児  
童の生活は、「家庭 学校 学童保育（家庭）」で構成されています。

学童保育における放課後の生活や時間は、学校のカリキュラム、時間割や諸行事の影  
響を受けます。また、子どもたちは、学校で過ごす生活（しんどかったなど）を引きず  
って学童保育に帰ってきます。この意味でも、学校生活と無関係では成り立ちません。

学校は、基本的には教科を学び、成長する場です。そこでの生活も、基本的には大人  
（教師）が主導し、管理する形で進められます。

これに対し、放課後は、課業から解き放された時空間ですから、子ども自らが主人公  
となって過ごす場となります。基本的には、自分の時間を自分で差配することになりま  
す。関わる大人（学童保育で言えば指導員）は、一定の管理はするものの、基本的には、  
子どもを支援する立場に立ちます。

因みに、学校で過ごす生活時間は、学校完全週5日制の実施以降小学校低学年で約1、  
200時間であるのに対して、放課後や学校休業中の生活時間は約1,500時間となってい  
ます。

#### 一人ひとりの子どもの生活を援助する

#### 一人ひとりの子どもを丁寧に捉え、受けとめ、励ます

学童保育は、子どもたちが安心して過ごせる、居心地のよいホッとできる場でなけれ  
ばなりません。

子どもたちの中には、家庭や学校でのいろいろな出来事の中でストレスを抱えて帰ってくる子どももいます。そうした子どもたち一人ひとりが、ありのままの自分を出せ、また、ありのままの自分を受け止めてくれる理解し合える指導員や友だちがいるところだと実感できる人間関係（子ども同士、子どもと指導員）をつくっていくことが大切です。

子どもたちが学校から帰ってきて（学校休業日は朝から）、宿題をやったり、ゴロンと寝ころんだり、おやつ（お弁当）を食べたり、そして友だちと遊んだり、いろいろな活動等毎日の安定した生活がどの子にもできるよう援助します。

まだまだ大人の手を必要とする子どもたちです。例えば、宿題がわからない子には、そばについて、一緒にやったり、泥んこ遊びで服をよごしたり、体調が悪くてお漏らしをしてしまった時は、着替えをさせるなど、個別の援助もします。

子どもたちは、一人ひとり様々な思いをかかえています。指導員は、その子の気持ちを受けとめ、励まし、安心できるように何よりも心をくたくする必要があります。

今、子どもたちは、できるできないの評価を気にしたり、友達の関係にも、とても気を使い、イライラしています。また、早いうちから塾や習い事で忙しかったり、ストレスもかかえています。学校では、不登校の子が増えたり、いじめや学級崩壊というようなことも起こっています。

学童保育に通って来る子も例外ではなく、学校から帰るなり「むかつく」とカバンを投げつける子、部屋の隅で、しばらくじっとしている子、機関銃のように話しかけてくる子、指導員におぶさったり、膝の上から離れない子等、様々な姿で自分の気持ちを表してきます。指導員は、その子の気持ちが少しでも楽になるように話を聞いたり、励ましたりします。子どもの気持ちについて、指導員同士はもちろん、父母や学校の先生とも話し合う必要があります。

## 異年齢集団で日常的に生活する

学校においての子どもの基礎的な生活単位は同学年であるのに対して、学童保育の場合は、1年生から3年生ないし6年生までの異年齢集団です。幼児性を残している低学年から、思春期前期にかかる高学年まで、日常的に共同で生活を共にします。

## 子ども同士が安心できる関係になるように援助する 集団として安定した生活を組み立てる

学童保育では、大勢の異年齢の子どもたちが、一緒に生活しています。一人ひとりの興味や関心は違います。また、同じ子どもでも日々、心や体の状態は違います。その子どもたちが一緒に生活しているわけですから、けんかやトラブルも起こってきます。

指導員は、その状況を見極めながら、様子を見守ったり、間に入り、子ども同士の話をよく聞いたり、言葉にできない子どもの思いを汲み取り話してあげたりします。このようなことの繰り返しの中で、子ども同士、少しずつお互いのことをわかり合えるようになり、気を使うことなく、ありのままの自分が出せるようになります。そのような安心できる関係の中で子どもたちに「やってみようかな?」「失敗しても平気かな?」とやる気や意欲がうまれてきます。

それぞれの学童保育にあわせて、子どもが生きいき生活できるよう保育計画（見通し）を立てます。その計画（年間、月案、週案）の上に、子どもたちの帰ってくる時間や天候等も考えて、その日の生活を組み立てます。

大勢の子どもたちが一緒に生活しているので、一日の流れや少し先の見通しを持つことで、子どもも安心して生活することができます。

学童保育は、子どもたちが主体で生活しているので、その日の生活の流れを組み立てておいても、遊びが盛り上がっていたり、誰かがおもしろいことを始めれば、そのことで大騒ぎとなり、計画通りに進まないこともあります。そのような時は、計画にしばらくのことなく、柔軟に対応します。だからこそ計画も幅をもたせゆるやかに立てます。

## 働く親を持つ子どもを保護する、家庭との日常的な連絡・連携は不可欠

学童保育以外の一般の子どもたちは家庭に帰宅すれば、母親や祖母などの保護者がいます。学童保育の子どもたちは、その保護者が働くなどして家庭にいません。

指導員の仕事は、その子どもたちの安心・安全で過ごせる放課後生活を保障することを通して保護者の労働できる環境をつくることです。

学童保育に預ける家庭の生活実態、親の価値観も学童保育での生活、保育内容と関わる。家庭との連絡・連携が大事。+

## 父母との伝えあいを通して働く家庭の生活を支える

指導員は、おたよりの発行や父母会での保育報告、お迎えの時等、様々な機会を通して、父母に学童での子どもの様子を伝えていきます（実務 父母との伝えあい参照）。また、父母からも家庭での子どもの様子を伝えてもらえるように働きかけています。指導員は、父母が子育ての心配や悩みを一人でかかえ込むことがないように話しあったり、父母同士で話し合えるような関係が作れるような働きかけもしています。

子どもの成長をあせらず身守っていけるよう、また問題が起きた時も、それを成長の過程の一つとして父母と指導員で共に考えあっているような関係を作っています。

父母は、伝えあうことで、我が子のことがわかり安心して仕事をする事ができ、そ

のことで通して働く家庭の生活を支えることとなります。

子どもが毎日安心して学童保育に帰って来るようにするためにも指導員と保護者が連絡を密にしながら共に信頼関係を築くことが大切です。そのために様々な方法や手段を講じて、日常的に連絡を取り合えるようにする必要があります。

学童保育にいる間の子ども様子を伝えることによって、保護者は安心して子どもを託すことができます。また、指導員も家庭での様子を知ることによって、日常の保育に生かすことができます。このように、指導員と保護者がともに相談・協力し合うことが継続した生活の場としての学童保育にはとりわけ必要なことです。( 全国連協「保育指針案」)

「共同\*1の子育て」の思想から、「子育て支援」の役割を担う

指導員は、学童保育での子ども様子・姿とそれに対する指導員の関わりを日常的に保護者に伝え、理解を求める。逆に保護者からも家庭での様子や保護者の考えを伝えてもらったりする。

また、保護者会などまとまった保育交流の場を設け、丁寧な保育報告を行う。その場では、他の保護者も交えた「子育て談義」が展開されることもある。

そこでは、それぞれの保護者が、自由に自らの思いや意見を出し合いながら、思いを共有し励まし合える「やわらかい議論の場」として、「親の子育て力向上」を図る。

子育ての悩みや心配を一人で抱え込む「ひとりぼっちの子育て」からの脱却を図る。

また、キャンプ・子ども祭りなどの行事への参加協力を通して、保護者が学童保育での保育事業に参加したり、地域社会の事業等に参加する機会を持つ。

\* 1 「きょうどう」にどの漢字をあてるかについては、今後検討を続けましょう

## ( 2 ) 指導員の日常的な仕事

学童保育で具体的に保障すべき生活内容 = 提供する保育内容と、保育をする上で留意すべきこと等について述べます。

### 子どもの健康・安全を保障し、危険から生命を守る

a ) 子どもが学童保育にいる間は、親はその子の面倒をみることはできません。いわば、その間は、学童保育が家庭の代わりにし、子どもを預かっていることとなります。それゆえ、その間の子どもの健康・安全の確保は、保育における最も基礎的な事柄となります。

b ) 常に子どもの健康観察を怠らず、心身の健康状況の把握に努めます。

c ) 子どもが危険にさらされることの無いような適切な対応をします。

怪我や病気につながる無理な活動を(なるべく)させない

\* その一方、ある程度のちいさな怪我は、子どもの成長にとって不可欠なものであるとの理解も必要

交通安全等の事故の予防

防災・防犯の処置

d ) 子ども自身の危機管理能力・対応力の育成

「危ないよ！怪我をするからやめな」「寒いからジャンパー着た方がほうがいいよ、風邪ひくよ」「手を洗った？」等、声をかけながら、子どもたち自らが危険から身を守れるよう、健康管理ができるよう働きかけます。

e ) 事故が起こったら

子どもたちが怪我をしたり、体の具合が悪くなった時は、状況を判断し、それに応じた対応をします(すり傷を消毒したり、熱を計ったり冷やしたりします。熱が高かったり、具合が悪そうな場合には、寝かせて、休ませます)。

必要に応じて、病院に連れていったり、保護者の職場に連絡したりします。

事故後は、必ず保護者に報告・連絡します。

### 施設・設備・備品の管理と環境整備

子どもたちが学校から帰って来て、くつろいだり、安心してやりたいことができるように、安全や衛生に気を配りながら、生活環境を整えることが、まず必要です。施設・設備・備品等の定期的な点検、補充、必要に応じた修繕も大切です。

子どもたちが安全に過ごすことができる為に保育室だけでなく、保育室のまわりや

子どもたちが遊びに行く公園等にも気を配り、危険な物は片づけたり、直したり、危険な箇所は、把握して注意できるようにします。

子どもたちが気持ち良く過ごすことができるよう、保育室やトイレ、台所等の清掃も日々欠かせません。また、少しでも部屋が広く使えるよう工夫して片づけています。衛生管理の面では、食器や調理器具等の清潔に気をつけ、時には日光消毒や熱湯消毒もします。

子どもたちが、やりたいと思う遊びや活動ができるよう、遊具や文具等の管理や補充も行います。

## 出欠の確認、保育・一人ひとりの記録をつける

### a) 出欠の確認

学童保育は子どもが毎日学童保育に帰ってくることによってその役割を果たすことができます。子どもが学校から帰ってきたかどうかを確認し、また、連絡なく学童保育に帰って来ない子どもを確認するためにも出欠席簿は必要です。

### b) 保育・一人ひとりの記録をつける

指導員には、学童保育の役割を果たすためにより深く子どもを理解していくことが求められます。そのために自分の子どもとらえ方はどうであったか、対応はどうであったかなどを振り返り、保育日誌を書いたり一人ひとりに関する記録をつける必要があります。その記録が、一定期間の子どもの様子を振り返る時の基にもなります。

理由がわからなくて学童保育に帰ってこない子どもがいる場合には、他の子どもたちに様子を聞いたり、学校や親とも連絡を取り合います。休みがちになっている子がいれば、指導員はどうして来られないのか、その理由と休んでいる日の過ごし方について把握します。その子が学童保育を嫌がっているのであればその理由を聞いて子どもと父母と一緒に解決の方法を考えあい、来ることができるような努力をします。

その日の子どもの様子や子ども同士のかかわり、指導員のかかわり等を指導員同士伝え合って記録します。記録しながら「今日あの子何をしていたかな？」ということに気付くことがあります。翌日は意図してその子にかかわるようにします。記録すること、振り返ることを重ねる中で、子どものかかえている問題や思い、子ども同士の関係が見えてくるなど、子どもを深く理解することができます。そのことが、保育の見通しにつながります。旅行日誌やおたより、職員会議等のレジメに書かれている記録を基に振り返る時、その子の成長を実感します。

## おやつ準備

子どもにとっておやつはとても楽しみなことで、栄養補給の上からも夕飯の遅くなりしがちな学童保育の子どもたちにとっては、とても大切です。大勢で食べる楽しさもあり、食べ物に対する興味、感心を深めることにもなります。そのためにも季節や天候を考えて準備する必要があります。

子どもが「おこずかいの日」と称して、お金を持って自分の好きなおやつを買ってくる日や、子どもと一緒に買い物に行くという日もありますが、基本的には、子どもたちが学校から帰ってくる前に買い物を済ませておきます。子どもたちと一緒に、おやつを作る時には、その下準備をして、子どもたちを待ちます。

長期休みや一日保育の日には、子どもたちの活動の一環として、また父母の負担の軽減を考えて、昼食作りを行っている所もあります。それぞれの状況に合わせ、買い物や調理など、子どもたちと一緒に、安全や衛生にも気を配りながら行います。

## あそびや活動の準備、研究 遊びや文化的な活動、基本的な生活習慣などを通して、子どもたちの生活を豊かにする

子どもたちの学童保育での生活ができるだけ楽しく豊かになるよう、子どもたちの興味や関心を探りながら、どの子にとっても魅力ある生活の場になるよう様々な遊びや活動の選択肢を用意しておくことが必要です。その為にも、あそびや活動の準備や研究は必要です。

子どもたちにとって放課後の時間は、最も自由に活動できる時間です。あれがやりたい、これがやりたい等、要求は様々です。できるだけ子どもの気持ちに添えるように、子どもが帰ってくる前の時間に買い物に行ったり、やりやすいところまでの下準備をしておきます。

子どもたちが喜んでやれるような遊びや活動を研究し提案していくことも必要です。その為に指導員仲間で情報交換したり教えあったり、また、学習会に参加して学んだり、本を読んで研究したりしています。

放課後の生活は、遊びを中心として様々な活動を通して実現していくものです。総意工夫のある内容づくりが大切です。

実際には「遊びを豊かにする活動」「生活習慣を整える活動」「工作・手仕事やつくる活動」「飼育・栽培の活動」「表現と干渉の活動」「行事活動」「学習」「留守番・お使い・手伝い」等、されぞれの学童保育の環境や条件に勘案しつつ、多岐にわたって展開される必要があります。（「シリーズ学童保育」野中賢治氏の文章から）

指導員は、学童保育の生活の中で遊びや行事活動（キャンプ・学童まつり等）や様々



な活動（班活動・版画の取り組み・母の日のプレゼント作り等）を通して、子どもたちの生活がより豊かになるよう工夫します。

また、子どもたちが解放された気持ちで主体的にやりたい遊びや活動ができるよう材料を準備したり、遊ぶ時間や場所をできるだけ保障する必要があります。

遊びたくても遊びの仲間に入っていけない子や、できるできないのこだわりが強く、できないことはやりたがらない子もいます。指導員は、その子の気持ちに添いながら、遊びの仲間に入っていられるよう、子ども同士の関係をつくり、遊びの楽しさを実感し、遊びが広がるよう援助します。

また、雨の日など部屋の中で、大勢の子どもたちがスムーズに遊べるような準備もします。

キャンプや学童まつりなどの行事活動も子どもたちはとても楽しみにしています。行事活動は、その年によって、子どもの人数や構成等、様々な違いがあるのでそれらを考慮しながら、無理のないよう準備をしていきます。父母と一緒に行くものもあるので、協力しあいながら進めていきます。また、子どもたちのやりたいことを探りながら、子どもが意欲をもって取り組めるような活動を準備することもあります。

放課後の生活ですから、子どもたちのやりたい事もあるので、余裕をもった期間で計画を立て、子どもたちがやってみようと思えるように声をかけたり、ていねいな働きかけをしていきます。

共に生活する上で必要なこともあります。部屋の掃除やおやつの後片づけ（皿洗い等）、生き物の世話等も班活動として行っているところもあります。

指導員は、子どもたちにとって、放課後の生活がより豊かに過ごせるよう心を配り援助します。

## 障害のある子ども・異なった国で育ってきた子どもとも育ちあう

### a) 障害のある子どもを含めた生活づくり

親が安心して就労したいという希望や健常児と一緒にの生活によってわが子の成長が促されてほしいと願う、その思いから、障害児の学童保育への入所希望が増えてきています。

障害があることで日常生活や友だちとの関係づくりが困難なのですから、指導員はその障害について予備知識を持っていることが必要です。

+

また、障害児にとっては親が働いていない場合でも、集団の場で育ち合うことはとても大切です。

実際に障害児を受け入れ保育をしている現場からは、共に育ちあっている様子がたくさん報告されています。

「急に殴ってくるからいやだよ」などと戸惑いを持ちながらも、「……ちゃん、今日はこんなことできたよ」と仲間として、成長を見守ることができるようにもなります。

学童保育での「一人一人がほっと安心できくつろげる生活と仲間」作りだからこそ、障害児にとってもよい環境だといえます。

もっと広く受け入れていくために、条件整備をしていきたいものです。

### b) 異なった国で育ってきた子どもを含めた生活づくり

近年、外国人の子弟や帰国子女など、日本以外の国で育ってきた子どもが学童保育に入所するケースが増えています。

こうした子どもたちも、日本で育った子どもと同じ「子ども」であり、同じような課題を抱え、同じように手がかかります。その意味では、特別の存在ではありません。

しかし、その一方、日本語能力の問題や日本とは異なった「子育て環境」の中で育ってきたことから、一定の配慮が必要な場合もあります。

それは、子どもへの配慮もありますが、親への配慮が大切な場合もあります。

他の親とも連携しつつ、学童保育を必要とする全ての「子ども」「親」が、相互理解を深めながら、ともに育ちあう関係を作っていく必要があります。

## 高学年の子どもの保育

学童保育は、働く親を持つという面から、高学年にとっても大切な場所となっっています。思春期に差し掛かった心身ともに不安定な時期でもあるため「誰かにゆっくり話を聞いてほしい」、「受け止めてほしい」という思いは、低学年よりも、高学年の方が強くなってきます。

高学年の子どもたちは、小さい頃から自分のことを知っている指導員にだからこそ学校の先生や親に話しにくいことでも相談できたり、受け止めてもらえるという安堵感を持つことができるのです。

また、事故やトラブルに巻き込まれたときに、まだまだ大人の助けが必要です。高学年にとって放課後の生活の一部として、学童保育は必要な所なのです。

そして、年齢が上がっていくとともに広がっていく地域との関わりも増えてきます。学童保育の生活づくりは、子どもの希望も考慮し、地域との接点をなるべくたくさん持つような工夫も必要なのです。たとえば、クラスの友達が学童保育に遊びに来たり、友達の家へ学童から遊びに行くこともあります。

また、高学年だけで楽しみたい、試してみたいという思いを汲み取った取り組みや高学年会議も大切にしています。

父母と共に話し合い、低学年にとっても高学年にとっても魅力のある学童保育になるよう、工夫と努力が求められます。

## 父母に子どもの生活を伝える

### (おたよりの発行、父母会での保育報告、連絡帳、個人面談等)

父母は学童保育での子どもの様子を見るできません。我が子が、学童保育でどのように過ごしているのか、知りたいと思うのは当然で、わからなければ不安になります。

学童保育での子どもたちの生活の様子、子ども同士のかかわり、子どもに対する指導員の見方、かかわり方等、伝えることによって父母は安心して働くことができます。そのために指導員は、指導員同士の話し合いや記録をもとに伝えたい中身によって、父母全体に、または個別に様々な方法で伝えていくことが必要です。伝えることを通して、父母からも家庭での子どもの様子、我が子への思いや願い、子育てに対する不安や悩み等を伝えてもらえるような関係をつくることも必要です。

父母と指導員とで、その時どきの子ども様子を共有し、行きつ戻りつしながら成長していく、子どもの姿を共に見守れるような関係を作っていくためにも、父母との伝え合いは、とても大切です。

#### a) おたよりの発行

おたよりは、いま伝えたいことを同時にすべての父母に伝えることができます。おたよりは、単に連絡だけでなく、日々子どもたちと一緒に生活する中で、おもわず笑ってしまうことや、けなげな子どものやさしさにふれたり、子どもの成長を実感するような子どもたちの言動も書くようにしています。また、指導員の子どもへの思いや見方、かかわり方等も伝えたいと思っています。

おたよりに、子どもの様子を具体的に書くということは、子どもとしっかりかかわっていないと書けません。日々丁寧に振り返ることが必要で、その記録や指導員同士の話し合いを基に書いています。働きながら子育てしている父母を、励ますことができるように、また、読みやすいよう心がけて書いています。

#### b) 父母会での保育報告

父母会は、基本的には、全員の父母が揃う場です。指導員は、まず、なによりも日々子どもたちの生活の様子を伝えます。子ども同士のかかわりが見えるように遊びや、いろいろな場面を通して、具体的に話します。行事や取り組みの計画、反省や感想などは、子どもの姿と一緒に指導員の考えや意図するところも含め伝えます。また、その時

々におこっている子どもたちの状況、問題、気になることなども伝え、一緒に話し合い考えあってもらうこともあります。父母の顔を見ながら話すことができるので、少々複雑な話でも、反応を確かめながら丁寧に伝えることができます。また、直接父母の意見や考え方も聞くことができます。

全員の父母が揃う父母会で学童での子どもたちの生活の様子を伝えることは、とても大切なことなので指導員は話がわかりやすいよう、指導員同士で1ヶ月を振り返り、何を伝えるか話し合いレジメを作ります。レジメは、父母会に出席できなかった父母にも配り、何が話されたのかがわかるようにしています。

#### c) 個別の伝えあい

指導員から父母へ、父母から指導員へ個別に伝えたいこと伝えなければならないことがあります。

連絡帳は、その日の身体の具合や早退欠席等の連絡事項だけでなく、その日の子ども様子など伝えあうために使っています。入室して間もない頃の父母は、学童保育の様子もよくわからず、我が子が学童保育でどのように過ごしているのかとても気になります。連絡帳に書かれている我が子の様子でほっとしたり、安心できます。連絡帳での伝えあいが父母との信頼関係を築くきっかけにもなります。

個人面談は、特別なトラブルが起きたからということだけでなく、その時のその子の様子を父母と指導員でじっくり話し合い、今の状況を共有し、確認しあうために行います。その子への思いや願いを伝えあったり、父母からは心配事や不安なことも話されることがあります。共に話し合い考え合う中で、個人面談は父母と指導員で今のその子の状況を共有し、ゆるやかな子どもの成長を確認しあうことができます。

電話を使って、出欠の連絡や確認、急な連絡をすることがあります。また、その日に伝えたいこと伝えなければならないこと等を、とりあえず電話で伝え、後で話し合ったり考えあったりすることもあります。

## 学校との連絡や連携

子どもの豊かな育ちを保障するためには、学童保育と家庭との連携だけでは不十分です。子どもが多くの時間を過ごし、その育ちに大きな影響を与える「学校」、子どもが日常的に生活する「地域社会」と適切な関係を結び、社会全体で子育てを担っていく体制を作っていく必要があります。学校や地域の人たちに「学童保育」が理解され、協力関係が持てるよう働きかけていくことが必要です。

子どもは、学校からいろいろな思いをかかえて学童保育に帰ってきます。子どものことをわかる為にも、学校での子ども様子を知ることや学童保育での子ども様子を知らせることは必要です。学校の行事や早帰りの日を知ることは、保育計画をたてるためにも必要なことです。

指導員は、学校での子ども様子を知る為に授業参観や行事を見に行ったりします。

また、必要に応じて学校の先生に子どもの様子を聞きに行ったり、相談に行ったりもしています。また、学童保育での子どもの様子を知ってもらうために「おたより」を届けているところもあります。

担任教師等とは日常的な連絡・意見交換・連携を図って、子どもの学校での様子の把握が必要ですし、学童保育の様子を学校に伝えることも重要なことです

子どものことをわかるために、学校での子どもの様子を知ることは大切、で授業参観や行事を見に行くようにしています。また、必要に応じて、学校の先生に子どもの様子を聞いたり、相談することもあります。

学童保育での子どもの様子を知ってもらうために学校におたよりを届けているところもあります。

## 地域への対応、行政との連絡

学童保育は、法制化されましたが、まだまだ施策は充分とは言えず父母の負担（高い保育料、バザー等）や指導員の負担（低い労働条件）は改善されていません。学童保育の果たしている役割や価値、学童保育での子どもたちの様子や指導員の仕事の中身をもっと行政や地域の人に理解していただき、援助してもらえよう働きかけが必要です。また、子どもたちが生き生きと生活できるようにも地域の人たちに温かく見守ってもらえるような関係を作ることも必要です。

父母と共に対市要望集会や議員懇談等に参加をしたり、指導員自らも児童課長との懇談を行い、現場の声として学童保育の子どもたちの生活や様子、指導員の仕事の中身等を伝えています。

それぞれの学童保育で行われている学童まつり等には地元の議員さんや民生委員さんにも声をかけ、見に来ていただいている所もあります。地域の方には、子どもたちが書いたポスターでお知らせし、大勢来てもらい学童保育を知っていただいています。放課後の生活ですから学校からのつながりで友だちの家に遊びに行くこともありますし、友だちが、学童保育に遊びに来ることもあります。校庭や近くの公園で地域の子もたちと一緒に遊ぶことも多いです。また、近くのお店や、スーパーなどに買い物に行くこともあり、子どもたちが生活しやすいよう、地域との関係は、とても大事にしています。

所管している担当課・係と日常的な連絡を取れる体制を整えておく必要があります。

+

学童保育の行事（学童まつり等）を学校や地域の人たちに見に来てもらったり、学校の行事や地域の行事に学童保育として参加するなど、学童保育を理解してもらえるような関係をつくっています。

また、警察や消防署と連携して子どもの安全確保に努めることや、医療機関と連携していくことも必要です。特に障害児については、必要に応じて病院や卒園した保育園、発達相談などを行う施設・機関（寮育センターなど）との連絡を密にして保育していくことが欠かせません。（全国連協「保育指針案」）

## その他、就業規則に定められた業務、諸経費の管理等

- ・ 出退勤管理
- ・ 職員会議
- ・ 出欠席簿や保育日誌の記録作成
- ・ おたよりの発行と連絡帳などの記載
- ・ 年間・月間計画、勤務予定表の作成
- ・ 諸経費（消耗品、給食材料費、備品などの買い出しを含む）の管理

民間・共同学童保育の場合は、指導員は父母会から、おやつ代やいろいろな活動のための費用を預かり管理をしています。トラブルを防ぐためにも、管理をしっかりと、明確にしておくことが必要です。

現金出納帳に記入し、レシートや領収書等も整理をしておきます。月々、または、年度末には父母会に報告をします。

### ( 3 ) 指導員の専門性の確保

子どもと接しているだけでは指導員の専門性は確保できません。豊かな保育の中身を作り上げていくため、指導員自身の努力とその自己研鑽の場の保障が必要です。

#### 指導員同士の打ち合わせ、保育計画づくりとまとめ

##### a) 指導員同士の打ち合わせ、職員会議

学童保育では、複数の指導員で仕事をしています。指導員同士の打ち合わせや話し合いがなければ、ちくはぐな保育、対応となり、子どもも親も、そして指導員同士も不安になったり混乱をまねくこととなります。

日々の保育の打ち合わせ、子どもの個々の様子、一定期間の保育計画等、打ち合わせは欠かせない仕事です。

打ち合わせの内容としては、その日の生活の組み立て（天候も考えて）、欠席、早退の確認、おやつや仕事分担、事務連絡等の打ち合わせ、父母からの連絡や相談などについて話し合います。

指導員は少人数ですが、子どもの要求に応えながら、なるべく大勢の子に目が行き届くよう気を配り、部屋の中や外等で子どもとかわっています。それぞれにかかわった子どもの様子、子ども同士のかかわりやトラブル等伝えあい共通の認識にしておきます、事故やけが、病気等もすべての指導員がその日のうちに把握しておかなければならないので伝えあいます。

指導員同士は、日々に打ち合わせの他に、定期的に曜日を設定し、レジメを用意して職員会議を行っています。非常勤・パートの方にも、仕事として参加してもらうことが望ましいでしょう。

##### b) 保育計画づくりと保育のまとめ

学童保育には、決まったカリキュラムはありませんが、行き当たりばったりの保育でよいわけでもありません。それぞれの学童保育にあわせて子どもが生きいき生活できるようゆるやかな保育計画をたてています。

年間の保育計画、月ごとの保育計画と併せて、行事や特別なとりくみに際してはその活動計画も必要となります。

それらの計画は、指導員だけの思いを先行させるのではなく、生活の主人公である子どもの思いとその親の願いを大事にしながら、つくっていくことが大事です。それらの計画は、集団としてどう進めていくか、一人ひとりにとってどうかを考えながら立てます。

同時に、保育計画を立てたからと言って、子どもたちに無理を強いてまで計画を達成

させることが目的ではありませんから、計画にしばられることなく、柔軟に対応していくことも必要です。

行事やとりくみが終わった後もまとめを行い、振り返ることが必要です。それが次の計画を立てるもとになります。

年間の保育計画については年度の終わりに、月間の保育計画については毎月の職員会議でまとめを行います。

#### 保育の振り返り、実践記録の作成

+

#### 研修への参加と実践の伝え合い

##### a) 研修の必要性

子どもたちが学童保育に毎日通い、指導員と友だちと安定して生活していることで親も安心してはたらき続けることができます。ここでは、指導員は、どういう毎日の生活をつくるかと併せて一人ひとりの気持ち、状況をしっかりとらえていねいに関わることが必要になります。

ですから、自分の子どもたちへの見方・とらえ方、関わり方がこれでいいのかどうか、毎日の生活が子どもにとって安心できるものになっているかどうか、日々検証し、さらに深めていかなければなりません。

そのために、

- ・子どもたち、その親たちの置かれている状況を知ること
- ・子どもの発達や心理等の専門的な学習
- ・遊びや活動、おやつ等、毎日の生活を豊かにするための研究
- ・実践の振り返りと検証の積み重ね

等を学びながら、指導員の力量を高めていくことが求められます。

そのことが指導員の専門性を確立していくことにつながります。

##### b) 研修への参加と充実

指導員の養成機関などがない現時点では、実際には、指導員として仕事を始めてから基礎的なことも含めて理論や知識・技術を身につけていきます。

県連協や県指導員連協では、国や自治体に先駆けて「学童保育指導員の研修カリキュラム」を作成し、研修内容の整理と体系化を図りました。

県下の指導員は、それにもとづいて県連協・県指導員連協主催研修会、指導員連協沿線ブロック、地域指導員会、また全国学童保育連絡協議会主催の研修会が行われています。また、市町村行政主催でも行政研修も実施されています。

それらに参加して学ぶことが必要です。また、それらの既存の研修会をさらに充実さ

せていくことも求められます。

なお、今年度から埼玉県と埼玉大学、県連協の3者で「指導員の研修カリキュラムと認証制度」の研究がスタートしています。

#### c) 実践の伝え合い

講義や実技の講習などによる研修と併せて、指導員同士の実践から学ぶことも必要です。指導員としての実践内容を出し、指導員集団で検討する。お互いが、自分の実践と照らし合わせて振り返ることで、自分で気づかなかったことに気づいたり、子どもとの見え方や関わり方を深めることができます。

ですから、指導員会等の指導員集団の中で、実践報告と実践検討の場を設けることが必要となります。そこでは、経験の長い短いに関わりなく、失敗をも含めた実践を報告し、検討し合うことが大事です。

そのためには、実践を真摯に学ぶ合うことができる指導員会等の指導員集団をつくっていくことも同時に必要となります。

### 保育指針と指導員倫理の検証

+

---